入 札 説 明 書

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

環境省

はじめに

本令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の関係法令及び環境省入札心得(別紙)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

環境省大臣官房会計課長 熊倉 基之

- 2. 競争入札に付する事項
- (1) 件名 令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務[総合評価落札方式]
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3)納入期限等 令和7年3月31日
- (4) 納入場所 東京都千代田区霞が関1-2-2 環境省
- (5) 入札方法 本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等 の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
 - ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費 を含め契約金額を見積もるものとする。
 - イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が あるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって 落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者である か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、 被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条 中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。
- (5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別添3の提案書作成・審査要領に基づき、別添4の 提案書作成様式を踏まえて提案書を作成し、7. (1)の提出期限までに提出しなけれ ばならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該提案書 に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館24階 環境省大臣官房会計課契約第一係 電話03-3581-3351 内線6038

(2) 入札説明会の日時及び場所

日時 令和6年2月2日(金)11時30分から

場所 環境省第4会議室

東京都千代田区霞が関1-2-2(中央合同庁舎第5号館23階)

- ※ 参加者多数の場合1社1名とする場合がある。
- ※ 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

6. 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い環境省入札心得に定める様式5による質問書を提出すること。
 - ア. 提出期限 令和6年2月5日(月)16時まで (持参の場合は、12時から13時を除く。)
 - イ. 提出場所 5. (1) の場所
 - ウ. 提出方法 持参又は電子メール (KEIYAKU@env.go.jp) により提出すること。 なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。
- (2)(1)の質問に対する回答は、令和6年2月6日(火)までに環境省ホームページの 「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「入札公告(役務)」等>「本件」の「入 札公告」の下段に掲載する。

7. 提案書等の提出期限及び提出場所等

別添4の表紙及び提案書の提出にあわせて、環境省競争参加資格(全省庁統一資格) 審査結果通知書の写しを提出すること。<u>なお、電子入札をする予定の者は、9. (2)</u> ア. のとおり、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書を、電子調達シ ステムへ証明書として(1)提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和6年2月20日(火) 16時まで

持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで(12時から13時は除く)とする。

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。) するこ

と(提出期限必着)。郵送する場合は、包装の表に「提案書在中」と明記すること。

- イ. 提出場所 5. (1) の場所
- ウ. 部数 別添4の表紙及びその写し 各1部

提室書

6部

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し 1部

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル (PDF形式) により、電子調達システム上*1で提出、 電子メール*2で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送 *3すること*4。

> 電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず 確認すること。

- *1電子調達システムのデータ上限は10MB
- *2電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)
- *3郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- *4提案内容と実績等の根拠資料は別ファイルに分けること。
- イ. 提出場所 電子調達システムの場合:電子調達システム上

電子メールの場合: KEIYAKU@env.go.jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合:5. (1)の場所

(4) 留意事項

理由の如何によらず、提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

入札者は、その提出した提案書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

8. 提案書の審査

提出された提案書は、別添5の評価基準表に基づき提案に係る事項の履行の確実性に 留意して、環境省において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象 とする。提案書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となっ た提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

- 9. 競争執行の日時、場所等
- (1)入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年2月29日(木)10時30分

場所 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階 環境省第4会議室

- (2) 入札書の提出方法
 - ア. 電子調達システムによる入札の場合
 - (1) の日時までに電子調達システムにより入札を行うものとする。

電子調達システムで入札をする予定の者については、同システムにより、環境省 競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書をPDF化し、証明書として令和 6年2月20日(火)16時までに提出すること。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和6年2月27日(火)12時までに5. (1)の場所へ持参、郵送又は電子メール(KEIYAKU@env.go.jp)により提出すること。

入札に当たっては、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争 参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを(1)の日時及び場所に持参 すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。

なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3)入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

10. 落札者の決定方法

- (1) 次の各要件を満たす入札者のうち、別添3の提案書作成・審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - ア. 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ. 提案書が、別添5の評価基準表に定める評価項目のうち必須とされた項目の基礎 点の評価基準をすべて満たしていること。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、(1)の各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も高い数値の者を落札者とすることがある。

11. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、提案書には誓約事項に誓約する旨を明記するものとする。また、書面により入札する場合は、入札書にも誓約事項に誓約する旨を明記するものとし、電子調達システムにより入札した場合には、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

12. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権 尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画 の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう 努めること。

13. その他

(1) 提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。

(2) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

(3)入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、 入札価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに、政府電子調達 システム (GEPS) ホームページで公表する場合がある。

(4) 提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の提案書は、契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

(5) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、令和6年4月1日とする。

(6) 個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、様式6に定める書面を速やかに提出しなければならない。なお、提案書の提出時に添付した際には、この限りではない。

(7) 再委任等の制限

落札者は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、様式7に定める書面により申請し、環境省の承諾を得たときはこの限りではない。

(8) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム (GEPS) ホームページアドレス

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル) 受付時間 平日 9 時 00 分~17 時 30 分

(9) 契約締結日までに令和6年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、 契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

◎添付資料

- 別紙 環境省入札心得
- 別添1 契約書(案)
- · 別添 2 仕様書
- ·別添3 提案書作成·審査要領
- · 別添 4 提案書作成様式
- ・別添5 評価基準表

・別添6 環境マネジメントシステム認証制度の例

環境省入札心得(物品役務総合評価落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料 を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、 全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札を行う場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札を行うこと」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を 作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1)入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に 誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を 入札書に明記することとする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官環境省大臣官房会計課長殿と記載)及び「令和6年2月29日開札[令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札を行うこと。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札の情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ② その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、 又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は 代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う ことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札を行った場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3)入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに 応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5)入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合 のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。) し、落札決定の日から10日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。) に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を 失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 殿

> 住 所会 社 名 代表者役職·氏名

(復) 代理人

注)代理人又は復代理人が入札書を持参して入札 する場合に、(復)代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務

2 入札金額 : 金 円

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団

排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L: E-mail:

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 殿

> 住 所会 社 名 代表者役職・氏名

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名:令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由 (記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先
部 署 名:
責任者名:
担当者名:
T E L:
E-mail:

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 殿

住所(委任者) 会社名代表者役職・氏名

代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名: 責任者名: 担当者名: T E L: E-mail: 委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 殿

代理人住所 (委任者) 所属(役職名) 氏 名

復代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部 署 名: 責任者名: 担当者名: T E L: E-mail:

入札辞退届

支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者役職・氏名

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務に係る入札を辞退します。

担当者等連絡先

部 署 名: 責任者名: 担当者名: T E L: E-mail:

質問書

業務名	令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務
会 社 名	
住所	
担当者	部署名: 氏名:
和小本准效片	TEL:
担当者連絡先	E-mail:
質問事項	

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式6

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 殿

住 所会 社 名 代表者役職・氏名

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務に係る個人情報の管理について

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。

2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報	管理責任者	
氏 名		
所 属		役職
連絡先	TEL: E-ma	ail:
		_
個人情報	管理担当者	
氏 名		
所 属		役職
連絡先	TEL: E-ma	ail:
体制図		
	_	

3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載 してください。

4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

5. その他

担当者等連絡先

部署名:責任者名:担当者名:TEL:

E-mail:

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 殿

> 住 所会 社 名 代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名:令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務
- 2 契約金額:
- 3 再委任等を行う業務の範囲:
- 4 再委任等を行う業務に係る経費:
- 5 再委任等を必要とする理由:
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所:
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由:

担当者等連絡先

部 署 名:

責任者名:

担当者名:

T E L:

E-mail:

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式8

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 殿

住 所会 社 名 代表者役職・氏名

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務における再委任等業務に係る個人情報の管理について

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務における再委任等業務に係る個人情報の管理の状況等 について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 再委任等を行う業務の範囲
- 2. 個人情報の適切な管理のための措置 環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。※社内規程等あれば添付
- 3. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報	管理責任者	
氏 名		
所 属		役職
連絡先	TEL: E-ma	il :
個人情報	管理担当者	
氏 名		
所 属		役職
連絡先	TEL: E-ma	il:

体制図		

4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇(環境省契約相手方)による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載 してください。

5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

6. その他

担当者等連絡先

部 署 名: 責任者名: 担当者名:

T E L:

E-mail:

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務に係る仕様書

1. 件名

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務

2. 業務の目的

本業務は、平成 23 年の環境影響評価法改正により創設された「報告書」制度の運用状況の確認、平成 28 年6月の「規制改革実施計画」に位置付けられた環境影響評価の具体的な迅速化の成果の検証等を行うため、必要な情報収集・分析等を行うものである。

また、令和3年6月の「規制改革実施計画」において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価に係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされたところ、本業務では、過年度業務の成果を元に、より詳細な制度設計、制度見直しの有効性の検証、制度化に向けた検討会の開催等を行うものである。

3.業務の内容

請負者は、下記3.1~3.3の業務を行うものとする。本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

3.1 環境影響評価手続実施後のフォローアップ調査

環境影響評価法の対象事業について、事業計画の進捗状況、環境大臣及び地方公共団体の首長から提出された意見の環境影響評価図書及び事業計画への反映状況、「報告書」における事後調査の手法及び結果の詳細等について、環境省が運営する「環境影響評価情報支援ネットワーク」を通じて情報を収集し、環境省担当官と協議の上、対象事業ごとに整理すること。収集・整理した情報は2週間に1回程度の頻度で環境省担当官に提出すること。

また、環境省担当官と協議の上、重点的なフォローアップ調査を行う事業を5件程度選定し、事業者へのヒアリング(1件当たり1回1時間程度を想定)を行うこと。ヒアリングはweb会議で行うことを基本とし、収集・整理した資料を元にその詳細等を聴取し、環境省担当官にその結果資料を提出すること。

3. 2 陸上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度の実現に向けた設計及び検証令和5年3月に取りまとめられた「令和4年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」で提言されている、陸上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度の実現に向け、令和5年度環境影響評価制度最適化調査業務において継続的に検討を実施した。本業務では、契約締結後に環境省担当官から提供する過年度の成果及び3.5(2)の検討会報告書を元に、制度の詳細設計、制度見直しの有効性の検証を行うこと。

具体的には、環境影響の程度に応じた各環境影響評価手続(以下「各手続」という。)への振り分けの指標及び指標ごとの判定基準、事業影響予測書の作成手続や立地の再検討手続、準備書以降の手続について詳細設計を行うこと。そして、①設計した指標・基準を踏まえた国内の導入ポテンシャル、②既存の準備書及び評価書(各 100 事業程度)の分析による各手続へ振り分けられる想定割合、③各手続に要する想定期間、④制度運用に係る行政コストを推計し、新制度の有効性(計画の適地誘導、導入促進等の政策目的の実現に資するものとなっているか等。)の検証を行うこと。

なお、業務の実施に当たっては、環境省担当官と密接に連携することとする。

3. 3 環境影響評価の課題に係る情報の収集・整理

環境影響評価制度を最適化するために解決が必要な直近及び中長期の制度・運用面における課題について、契約締結後に環境省担当官から提供する過年度の検討内容、及び3.5に示す検討会の進捗状況を考慮しつつ、文献調査により情報を収集・整理し、資料にまとめること。

調査内容及び調査範囲、情報の収集・整理の手法は、環境省担当官と協議の上で決定することとする。まとめた資料は、環境省担当官が設定する期日までに提出すること。

3.4 有識者等へのヒアリング

- 3.2及び3.3の業務を進めるにあたり、学識経験者、自治体、関係業界団体等へヒアリングを実施すること。ヒアリング対象者(大学教授級、全国在住)の人選は、環境省担当官及び請負者において案を出すこととし、環境省が決定する。ヒアリングは計 40回程度、各1時間程度、原則対面で実施することを想定し、実施場所はヒアリング対象者と協議の上で決定する。ヒアリング対象者には、辞退した場合を除き1人1時間当たり7,900円の謝金を支給すること。結果資料は実施日から5営業日以内に提出すること。
- 3.5 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討及びパブリックコメントの実施支援

請負者は下記(1) \sim (3)の業務を行うこと。なお、(2)は(1)の終了後、(3)は(2)の終了後に実施することに留意すること。

(1)検討会の開催・運営

3. 1~3. 4の業務を通じて整理した、環境影響評価制度を最適化するために解決が必要な直近及び中長期の制度・運用面における課題の対応に当たり、専門的な見地から助言を得るため、学識経験者等の委員(9名程度)で構成する検討会(3回程度、各回3時間程度を想定。)を開催する。公開(ライブ配信を含む。)・非公開の別については環境省担当官の指示に従うこと。なお、作業手順として下記ア~カを示すが、検討会運営に必要なその他一切の事務及び経費の支払いを請負者において実施するものとする。

ア スケジュール案の作成

契約締結後、請負者の提案する「作業進行予定表」を踏まえた上で、 速やかに環境省担当官との具体的な日程調整を行い、 年間の開催スケジュール案、及び各回における検討会開催までの詳細なスケジュール案(委員との調整開始時期、会議資料の作成時期等。)を作成し、環境省担当官の了承を得ること。

イ 委員の委嘱手続等

委員は環境省が指定する。請負者は委員(大学教授級、6~3級、全国在住2名程度、 県内在住7名程度を想定。)の委嘱手続を行うこと。また、辞退した場合を除き国家公 務員等の旅費に関する法律に準じた旅費及び1名1回当たり 17,700 円の謝金を支給す ること。

ウ 会場の確保・設営

委員と日程調整を行った上で、東京都千代田区霞が関近郊で交通利便性の高い場所に 所在する50名が会議形式で使用可能な会場(借用時間は各回半日を想定。参加人数は定 員の半数以下とすることを想定。)を確保すること。各回マイク(出席委員1名につき 1本及び環境省担当官用に1本。)、プロジェクター、スクリーン、及びその他ライブ 配信に必要な機器類を手配した上、環境省担当官の指示により会場の設営を行うこと。 なお、開催に際して出席委員へ飲み物を提供すること。

エ 会議資料の作成

環境省担当官と協議の上、3.1~3.4検討状況踏まえて会議資料の作成(各回 A4 判、50 頁程度、カラー複写、30 部程度を想定。)を行うこと。

オ ライブ配信、撮影

ライブ配信のホスト役を担うこと。

請負者において委員の承諾を得た上で、検討会の様子をWebEx等のオンライン会議システムによる録画又はビデオカメラで撮影を行うこと。録画・撮影した動画の提供希望が委員からあった場合には手配をすること。

カ 議事録の作成

議事録を作成し、会議の各開催日から5営業日以内に環境省担当官に提出すること。

(2) 検討会報告書の取りまとめ

3.5 (1) の結果を「検討会報告書」として取りまとめること。検討会報告書は関係者へ配付することを想定し、100 部作成するものとする(A4 判、100 頁程度、軽印刷)。また、検討会報告書の要点を対外的に発信するための資料(PowerPoint、10 頁程度)の作成を行うこと。作成に当たり、収集した情報が不足する場合は追加的に文献調査等を行うこと。

(3) パブリックコメントの実施支援

検討会報告書及びそれを踏まえた制度見直しに対応するパブリックコメント手続において、意見の集約、対応案の整理等の支援を行うこと。

3.6 その他

(1) 協議・打合せ

本業務の実施に当たっては、月2回程度、環境省担当官と原則オンラインで協議・打合せを行うこと(着手時1回、成果物納品前1回については、対面を想定する。)。なお、対面で実施した方が業務の遂行に資すると請負者又は環境省担当官が判断した場合は対面で実施することも可能とする。

(2)業務報告書の作成

3. $1 \sim 3$. 6 (1) の内容を取りまとめ、業務報告書を作成する(A4 判、300 頁程度、印刷不要)。

4. 業務履行期限

令和7年3月31日(月)

5. 成果物

紙 媒 体:検討会報告書(A4判、100頁程度、軽印刷) 100部

電子媒体:①3.5 (1) オの動画、検討会報告書、業務報告書等の電子データを収納 した DVD-R 8部

②その他の業務資料の電子データを収納した DVD-R 2部

※3.5(1)カの議事録は、検討会が公開で行われた場合には①へ、非公開で行われた場合には②へ格納すること。

報告書等の仕様及び記載事項並びに電子データの仕様については、別添によること。

提出場所:環境省大臣官房環境影響評価課

6. 著作権等の扱い

- (1)成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。) が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくよう に留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4)請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5)請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

(https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf)

8. その他

- (1) 本仕様書に記載の業務の実施内容(人数・回数の増減を含む。)に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (2)会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあっては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html)

(3)入札参加希望者は、本業務を行うに当たり「令和3年度環境影響評価制度最適化調査業務」「令和4年度環境影響評価制度最適化調査業務」に係る資料を、所定の手続を経て環境省内で閲覧することができる。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先:環境省大臣官房環境影響評価課(TEL:03-5521-8236)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮 チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html) を参考に 適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows 10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章; Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - 計算表;表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン14)」以降で作成したもの)
 - ・プレゼンテーション資料; Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
 - ・画像;BMP形式又はJPEG形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4)以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務の件名、作成部署名(環境省大臣官房環境影響評価課)、請負者の名称、作成年月(令和7年3月)及び総ページ数を、収納ケース及び DVD-R に必ず付記すること。 DVD-R については、ラベルの貼付によることなく直接記入すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務提案書作成・審査要領

環境省

本書は、令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務提案書の作成、審査等の要領 を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務提案書の評価基準表」(以下「評価基準表」という。)から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

- トー評価基準	表」という。)	かり「評価場	[目]及び「要求要件」を転載する。
	評価項目		要求要件
大項目	中項目	小項目	安水安 件
0 仕様書の遵气	于		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に 反し、又は矛盾する提案がないこと。
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての 基本方針を記述すること。
2 業務の実施力	方法		
	2.1 仕様書: 評価手続実が ーアップ調査	-	事業計画の進捗状況、環境大臣及び地方公共団体の首長から提出された意見の環境影響評価図書及び事業計画への反映状況、「報告書」における事後調査の手法及び結果の詳細等について、情報の収集・整理の方針を具体的に提案すること。また、重点的なフォローアップ調査を行う事業の選定方針を具体的に提案すること。
	2.2 仕様書発電に係る第セスメント制向けた設計及務内容	fたな環境ア 引度の実現に	過年度の業務で得られた成果を踏まえた、 制度の詳細設計及び制度見直しの有効性の 検証について、業務の方針を具体的に提案 すること。
	2.3 仕様書 評価の課題に 収集・整理の		環境影響評価制度を最適化するために解決 が必要な直近及び中長期の制度・運用面に おける課題について、収集・整理の方針を 具体的に提案すること。
	2.4 仕様書 へのヒアリン 容	,,,,,,,	ヒアリングを実施する有識者を、理由とと もに具体的に提案すること。

3 業務	の実施計画	仕様書に係る作業事項を作業進行予定表に まとめること。
.n. =:*		よこりること。
4 業務	の実施体制	Law at the second
		業務の実施体制について、責任者の氏名・
	4.1 執行体制、役割分担等	役職、従事者の役割分担、従事者数、内・
		外部の協力体制等を表にまとめること。
		業務に従事する者の類似業務(環境影響評
		価制度に関する調査業務)の実績、本業務
	 4.2 従事者の実績、能力、資	に関係する能力の資料、資格等を明示する
	格等	こと。
	竹寺	また、本業務に従事する主たる担当者の業
		務従事期間中における本業務以外の手持ち
		業務の状況を記載すること。
	•	過去に類似業務(環境影響評価制度に関す
5 組織	の実績	る調査業務)の実績があれば、その業務名、
		それぞれの概要等を記載すること。
		事業者の経営における主たる事業所(以下
		「本社等」という。)において、ISO1
		4001、エコアクション21、エコステ
		ージ、エコ・ファースト制度、地方公共団
		体による認証制度等の第三者による環境マ
		ネジメントシステム認証取得等の有無を記
		載し、有の場合は当該認証の名称を記載す
		 るとともに、証明書等の写しを添付するこ
		 と。ただし、提案書提出時点において認証
6 組織	の環境マネジメントシステム認証取	期間中であること。
得等の場	犬況	又は、現在は認証期間中でないが過去に第
		 三者による環境マネジメントシステム認証
		等を受けたことがあり、現在は本社等にお
		いて自社等による環境マネジメントシステ
		ムを設置、運営等している場合は、過去の
		認証及び現在の環境マネジメントシステム
		の名称を記載するとともに、過去の認証の
		証明書等及び現在の環境マネジメントシス
		テムの設置、運営等に係る規則等の写しを
		添付すること。
		女性の職業生活における活躍の推進に関す
1 7 組織	のワーク・ライフ・バランス等の推進	る法律、次世代育成支援対策推進法、青少
に関する認定等取得状況		年の雇用の促進等に関する法律に基づく認
	P BRIVE A SINIA IN SINA	定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認

定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。

8 企業等の賃上げの実施

賃上げの実施を表明した企業等について

8.1 事業年度(又は暦年)における賃上げ

- ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。
- ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)に おいて、対前年度比(対前年比)で給与総 額を1.5%以上増加させる旨の、従業員へ の賃金引上げ計画の表明書(表明する意思 がある者のみ提出すること)の写し及び前 年度の法人税申告書別表1を添付するこ と。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

1)「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、令和6年度環境影響評価制度最適化 調査業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。 本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位 置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。

このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。

2)「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「企業等の 賃上げの実施」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案 書を作成すること(別添様式参照)。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。

- 3)提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料o参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。
- 4)提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更 しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を6部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先(電話番号及びメールアドレス) を記載すること。

3. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

Ⅱ 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ②「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2)総合評価点の計算方法

総合評価点=技術点+価格点

技術点=基礎点+加点 (満点200点)

*技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点 $=100\times(1-$ 入札価格÷予定価格)

*価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てた

ものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

① 配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

秀:5点、優:4点、良:3点、準良:2点、可:1点、

不可: 0点、

の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

② 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査(技術点の採点)の手順

- 1)入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。 各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において必須項目毎に基礎点の 獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格(基 礎点を付与)とし、それ以外の提案書は不合格とする。
- 2) 合格した提案書について、委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 殿

住所 商号又は名称 代表者役職・氏名

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務 に関する提案書の提出について

標記の件について、別添の通り提出します。なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

担当者連絡先

部署名: 責任者名: 担当者名: TEL: E-mail:

令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務に関する提案書

提案書	萨作成 責	責任者	
(株)	$\bigcirc\bigcirc$	△部×課	000
電話番	寺号、 >	ィールアドレ	ノス

はじめに

本書は、令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務に係る仕様書に基づき、そ の実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様 書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

(※) A 4 判 1 枚 レ する	

(※) A 4 判 1 枚とする。

2	業務	σ	宝坛	士进	
<i>Z</i>	来将	U)	大服	刀 け	:

2.	1	仕様書 3.1	環境影響評価手続実施後のフォローアップ調査の業務内容
(作	成注	:)	

事業計画の進捗状況、環境大臣及び地方公共団体の首長から提出された意見の環境影響評価図書及び事業計画への反映状況、「報告書」における事後調査の手法及び結果の詳細等について、情報の収集・整理の方針を具体的に提案すること。また、重点的なフォローアップ調査を行う事業の選定方針を具体的に提案すること。

	(※) A 4 判 1 枚とする。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 判 1 枚とする。
	2.2 仕様書3.2陸上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度の実現に向けた設計及び検証の業務内容
ار	(作成注) - 過年度の業務で得られた成果を踏まえた、制度の詳細設計及び制度見直しの有効 性の検証について、業務の方針を具体的に提案すること。
	上の仮血について、未物の力車を条件的に旋来すること。

(※) A 4 判 1 枚とする。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 判 1 枚とする。

2. 3 仕様書3.3環境影響評価の課題に係る情報の収集・整理の業務内領	容
(作成注)	
環境影響評価制度を最適化するために解決が必要な直近及び中長期の制度	せい 連用
面における課題について、収集・整理の方針を具体的に提案すること。	
(※) A 4 判 1 枚とする。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 判 1 枚	 :とする。
	, - 0
2. 4 仕様書 3.4 有識者等へのヒアリングの業務内容	
2. 4 仕様書 3.4 有識者等へのヒアリングの業務内容 (作成注)	
(作成注)	
(作成注) ヒアリングを実施する有識者を、理由とともに具体的に提案すること。	
(作成注)	ことする。

3	業務	\mathcal{O}	宝	1/4	卦	īфi
ડ	来粉	(()	夫	лн	ĦΤ	川川

(作成注)

仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。

時 期	内 容

- (※) A4判1枚とする。
- 4. 業務の実施体制
- 4. 1 執行体制、役割分担等

(作成注)

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。

ı			
Į			
	(*/		

(※) A4判1枚とする。

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(作成注)

本業務に従事する主たる担当者の類似業務(環境影響評価制度に関する調査業務)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。

また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏 名 生年月日 所属・役職・大学位) 年 (年) 所属学会 類似業務の実績 業務名 業務内容 履行期間 主な手持ち業務の状況(年月日現在件) 業務名 業務内容 産り期間 生な手持ち業務の状況(年月日現在件) 業務名 業務内容 産行期間 年月~年月	-													
数)	氏 名					生年月	月							
専門分野 <td rowspan="2" style="text-align: left;" td="" ="" 日本の本の表現の表現を表現します。<=""><td>所属•役職</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>経験年</td><td>三数</td><td>(う)</td><td>ち本</td><td>業務の</td><td>り類似美</td><td>美務稅</td><td>羊事年</td></td>	<td>所属•役職</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>経験年</td> <td>三数</td> <td>(う)</td> <td>ち本</td> <td>業務の</td> <td>り類似美</td> <td>美務稅</td> <td>羊事年</td>	所属•役職					経験年	三数	(う)	ち本	業務の	り類似美	美務 稅	羊事年
専門分野 所有資格 所属学会 類似業務の実績 業務名 業務内容 履行期間 主な手持ち業務の状況(年月日現在件) 業務名 業務内容 履行期間							数)							
所有資格 経歴 (職歴/学位) 所属 学 会 類似業務の実績 業務名 業務内容 履行期間 年 月~年 月 主な手持ち業務の状況 (年 月 日現在 件) 業務名 業務内容 履行期間									年((年)		
経歴 (職歴/学位) 所 属 学 会 類似業務の実績 業務名 業務内容 履行期間 年 月~ 年 月 主な手持ち業務の状況 (年 月 日現在 件) 業務名 業務内容 履行期間	専門分野													
所 属 学 会 類似業務の実績 業務名 業務内容 履行期間 主な手持ち業務の状況 (年月日現在件) 業務名 業務内容	所有資格													
類似業務の実績 業務名 業務内容 履行期間 年 月~ 年 月 主な手持ち業務の状況 (年 月 日現在 件) 業務名 業務内容 履行期間	経歴 (職歴/	/学位)												
類似業務の実績 業務名 業務内容 履行期間 年 月~ 年 月 主な手持ち業務の状況 (年 月 日現在 件) 業務名 業務内容 履行期間														
類似業務の実績 業務名 業務内容 履行期間 年 月~ 年 月 主な手持ち業務の状況 (年 月 日現在 件) 業務名 業務内容 履行期間														
業務名業務内容履行期間 年 月~ 年 月主な手持ち業務の状況 (年 月 日現在 件)業務名電行期間	所 属	学 会												
主な手持ち業務の状況(年 月 日現在 件) 業務名 業務内容 履行期間	類似業務の第	 実績												
主な手持ち業務の状況 (年月日現在件) 業務名 業務内容 履行期間	業務名	業	务内容							履行其	阴間			
業務名 業務内容 履行期間										年	月~	年	月	
業務名 業務内容 履行期間														
	主な手持ち刻	業務の状	:況(年	月	日現在	件)							
年 月~ 年 月	業務名	業	努内容							履行其	阴間			
										年	月~	年	月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が500万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

所属・役職	専門分野
	所属・役職

5. 組織の実績

(作成注)

過去に類似業務(環境影響評価制度に関する調査業務)の実績があれば、その業 務名、それぞれの概要等を記載すること。

1		
業務の名称		
発注機関		
(名称、所在地)		
(受託者名)		
(受託形態)		
履行期間		
業務の概要		
L L		
技術的特徴		
主たる担当者の従事の有無		

- 注1 A4判2枚以内とする。
- 注2 業務名は5件まで記載できるものとする。
- 注3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。
- 注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。
- 注5 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し(下請の場合のみ)を添付すること。

- 6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況
- (① 現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に

認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無:

|認証の名称: (認証期間:○○年○月○日~○○年○月○日)

- 注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。
- 注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)に おいて取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステム

を設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称:

(認証期間:○○年○月○日~○○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称:

- 注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運 営等に係る規則等の写しを添付すること。
- 注2 証明書および規則等は、本社等において取得し、又は継続しているものに限 る。
- 7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無:

|認定等の名称: (認定段階:)

(計画期間:○○年○月○日~○○年○月○日)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画 (策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。)については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定)のものであるか旧基準(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階(1~3)を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間 中であるものに限る。

- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人について は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを添付 すること。
- 8. 企業等の賃上げの実施
- 8.1 事業年度(又は暦年)における賃上げの実施

賃金引上げ計画を表明しているか:

本調達では、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)に比べ一定の増加率(大企業の場合 3 %、中小企業等(※1)(※2)の場合 1.5%)以上とする旨を「従業員への賃上げ計画の表明書」(写しで可)により表明した(※3)(※4)場合、加点することとしている。また、提出された表明書で表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、事業年度については法人事業概況説明書、暦年については給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は速やかに大臣官房会計課契約係〈KEIYAKU@env.go.jp〉へ提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は「従業員への賃上げ計画の表明書」裏面の(留意事項)を確認すること。

- ※1 「中小企業等」とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、 第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又 は資本等を有しない普通法人等をいう。
- ※2 「中小企業等」に該当する法人は、「従業員への賃上げ計画の表明書」と ともに前年度の法人税申告書別表1を提出すること。
- ※3 対前年度又は対前年のいずれかを選択して表明すること。当該選択に応じて表明に用いる様式が異なるので留意すること。
- ※4 「従業員への賃上げ計画の表明書」の様式は環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>「総合評価落札方式における賃上げ表明様式等」に掲載する。(http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_01.html)

審査者:

評価項目	要求要件	評価	. 1	导点配分			術上の基準	基礎点	加点
大項目 中項目 小項目) 仕様書の遵守	仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する	区分	<u>合計</u> 5	基礎点	加点	基礎点 提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の 目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこ	加点 —	の採点	採点
掌系の基本方針	提案がないこと。 仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述するこ	必須	10	5	5	と。 業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針である	基本方針に具体性があり、業務の遂行に確実性があるか。	-	
	<u>ځ.</u>	12/34	10			الله الله الله الله الله الله الله الله	※本分割に乗件はA.のう、末初の座目に継天はA.ののか。	<u> </u>	
2.1 仕様書3.1 環境影響評価手続実施後のフォローアップ調査の業務内容	事業計画の進捗状況、環境大臣及び地方公共団体の首長から提 出された意見の環境影響評価図書及び事業計画への反映状況、 報告書」における事後頭度の手法及び結果の詳細等について、 情報でありませ、電子が表現が長秋的に基本すること。 また、重点的なフォローアップ調査を行う事業の選定力針を具体 かに提来すること。	必須	20	5	15	提案された情報の収集・整理の方針及び留意事項 並びに事業の選定方針が、環境影響評価手続実施 後のフォローアップを行う上で妥当なものであるこ と。	提案された情報の収集・整理の方針及び留意事項並びに事 業の選更方針が、環境影響評価手続業施後のフォローアッ ブを行う上で効果的なものであること。	_	
ト制度の宝田に向けた設計	適年度の業務で得られた成果を踏まえた、制度の詳細設計及び 制度支配しの有効性の検証について、業務の方針を具体的に提 業すること。	必須	20	5	15	提案された業務の方針が、制度の詳細設計や有効性を検証する上で、妥当なものであること。	提案された業務の方針が、制度の詳細設計や有効性を検証 する上で、効果的なものであること。		
の課題に係る情報の収集・整	環境影響評価制度を最適化するために解決が必要な直近及び中 長期の制度・週月面における課題について、収集・整理の方針を 具体的に提案すること。	必須	20	5	15	提案された情報の収集・整理の方針及び留意事項 が、環境影響評価制度を最適化する上で妥当なもの であること。	提案された情報の収集・整理の方針及び留意事項が、環境 影響評価制度を最適化する上で効果的なものであること。		
	ヒアリングを実施する有識者を、理由とともに具体的に提案すること。 と。	必須	20	5	15	提案されたヒアリング対象者が、業務を遂行する上 で妥当なものであること。	提案されたヒアリング対象者が、業務を遂行する上で効果的なものであること。		
* 業務の実施計画	仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	10	5	5	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。		
・ 業務の実施体制								_	Ħ
4.1 執行体制、 役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割 分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	20	10	10	適切な役割分担等により実施体制が構築されている こと が部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わ せる場合は、業務の模幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担か可能で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築 されているか。		
		任意	5	-	5	-	業務に必要な外部ネットワークや内部バックアップ体制等が 存在するか。	_	
4.2 従事者の実績、 能力、資格等	業務に従事する者の類似業務(環境影響評価制度に関する調査 業務)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示する こと。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中におけ る本業務以外の手持令業務の状況を危敵すること。	任意	25	-	25	-	従事者に本業務の類似業務(環境影響評価制度に関する調査)の実施実績があるか、ある場合を可(5点)とし、それ以上の件数や概要、従事者の能力等に応じて加点する。	_	
		必須	5	5	-	本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	-		
・ 組織の実績	過去に類似業務(環境影響評価制度に関する調査業務)の実績 があれば、その業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	20	-	20	-	過去に類似業務(環境影響評価制度に関する調査)の実績が2件以上あるか、ある場合を可(4点)とし、それ以上の件数や業務概要に応じて加点する。	-	
i 組織の環境マネジメントシステム認証 収得等の状況	事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、I \$O14001、エコアウション21、エコステージ、エコ・アラースト制 度、始方公共間はよる経証制度等の実主者による機関でするジ メントンステム経証別得等の有無を記憶し、権の場合は終証の名 株を配置するとは、証明書等の別にるがすると、ただし、提 業書世出物点において設定具開中であること、又は、現在は認証 証券で要けたことがあり、現在は本社等において自社等による理 道等で要けたことがあり、現在は本社等において自社等による理 道なマジシケトンテムを授進、選定事でしている場合は、過去の認 証及り現在の環境マネジテントシステムの名称を記載するととも に、過去の認め回訳書等が20年のを環境でも第一次ティンテンメテム 設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5	-	本社等において、環境マネジメントンステム認証取得等があ るか、又は過去に第三者による環境マネジメントンステム認 証券を受けたこかり、現在は本名は、たい古社会において自せる。 る環境マネジメントンステムを設置、運営等しているか。1つ でもあれば加点(5点)。	_	
・組織のワーク・ライフ・バランス等の推 性に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。) 次世代育成支援労策推進法(以下「女性活選注という。) 次世代育成支援労策推進法(以下下支性用推進法(以下活者雇用推進法(以下活者) の一般では必要が、1000年の100年の100年の100年の100年の100年の100年の100	任意	5	-	5	-	条性治療連進派に基づく認定等(プラテナスもほし・えるほし 建定等) ・プラテナスもほ(18%) 5点 ・えるほこ投機曹(18%2) 4点 ・えるほこ投機曹(18%2) 4点 ・えるほし投機曹(18%2) 2点 ・大るほに以降間(38%2) 2点 ・大るほに以降間(38%2) 2点 ・大るほに以降間(38%2) 2点 ・大るほに以降間(38%2) 2点 ・大なに以降の他力をにあって関連 なお、労働物等の他力をにあって関連 ・大きないないないが、 (3 需導用する労働者の敷が10の人以下の事業主に限を (6 書開間が属了していない行動計画を策定している場合の み)。 次世代はに基づく認定(ブラテナくるみん認定・ くるみん認定・ くるみん認定・ くるから認定・ が、日本のよりを選定・ を取ります。 が、日本のよりには基準が、)2点 ・メライぐるかん認定(日本等が)2点 ・メライぐるから認定(企工を設定を集集へはな工名を附削第 2条第5項の経過措置により認定) 若者雇用性進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点	_	
企業等の賃上げの実施								_	t
8.1 事業年度(又は暦年)に おける賃上げ	賃上げの実施を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は歴年)において、対約年度比(又は対 前年比)で終与等受給者・人当たりの平均受給額を96以上地加 さなも首の、従業身への資金引上付計画の表明者(長明する更 思がある者の弁提出すること)の写しを添付すること。 中小企業等は、事業年度(又は歴年)において、対前年度比(対 前年比)で終り終版者に96以上地加させる旨の、従業員への資 金引上げ計画の表明書(表明する思思がある者の弁提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を窓上でること。	任意	10	-	10	-	表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から貸上 げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。) の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。	-	
		(X)門	200	50	150		加点合計		t

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度、エコ・ファースト制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。 国際的に認められた第三者認証制度。 1996年に制定。	しているほか、環境活動レポートの作成・ 公表を必須要件としている。	境マネジメントシステム。5段階の認証ス テージがある。エコステージ2はISO14001
事務局の母体 となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

地方版EMSの例: 北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES), 青森環境マネジメントフォーラムAES, いわて環境マネジメントフォーラムIES, みちの〈EMS, 三重環境マネージメントシステム(M-EMS), 宝塚環境マネジメントシステム(TEMS), 神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、 京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES) 等